

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	政策財政課
処分の概要	鳩山町公の施設の指定管理者の指定の取消し等		
根拠法令(条例等)	鳩山町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第1号)		
根拠条項	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第7条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 町長等は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても当該賠償の責めを負わない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p>		
処分基準	<p>■条例第7条の規定による</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第7条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 町長等は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても当該賠償の責めを負わない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	平成16年3月22日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	政策財政課
処分の概要	鳩山町駐車場の使用の不許可及び使用の制限		
根拠法令(条例等)	鳩山町駐車場条例(平成19年条例第20号)		
根拠条項	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、駐車場の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が前条各号に掲げる禁止行為をしたとき。</p> <p>(3) 使用者が、使用の許可に係る条件に違反したとき。</p> <p>(4) 使用者が、偽りその他不正手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(5) 前各号のほか、駐車場の管理上やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>■未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 町長は、駐車場の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 駐車場の構造上又は管理上駐車させることが不相当と認める場合</p> <p>(2) 発火性、引火性又は爆発性のある危険物を積載するおそれがあると認める場合</p> <p>(3) その他駐車場の管理上支障があると認める場合</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する変更、使用停止又は使用許可の取消しにより、使用者が被った損害に対しては、町長はその責めを負わない。</p> <p>鳩山町駐車場条例施行規則(平成19年規則第30号)</p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>		

<p>3 使用料の納付が期限内にない場合には、町長は町営駐車場使用料督促状（以下「督促状」という。）（様式第5号）を送付し、督促状の発送日から30日以内に納付がない場合は、許可を取り消すことができる。</p>	
関 係 法 令 等	鳩山町駐車場条例施行規則（平成19年規則第30号）第5条
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	政策財政課
処分の概要	鳩山町多世代活動交流センター承認施設の使用等の取消等		
根拠法令(条例等)	鳩山町多世代活動交流センター条例(平成20年条例第3号)		
根拠条項	<p>(承認の取消し等)</p> <p>第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用承認等の条件を変更し、承認施設の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合</p> <p>(3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合</p> <p>(4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合</p> <p>(5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合</p>		
処分基準	<p>■条例第14条の規定による。</p> <p>(承認の取消し等)</p> <p>第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用承認等の条件を変更し、承認施設の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合</p> <p>(3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合</p> <p>(4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合</p> <p>(5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合</p>		
関係法令等	鳩山町多世代活動交流センター条例施行規則(平成20年規則第13号)第5条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	平成20年3月14日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	政策財政課
処分の概要	鳩山町コミュニティ・マルシェの使用の制限、使用許可の取消し等		
根拠法令(条例等)	鳩山町コミュニティ・マルシェ設置条例(平成29年条例第2号)		
根拠条項	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第16条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、使用を制限し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定による条件又は第9条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他町長が管理上必要があると認めたとき。</p> <p>2 使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、町長はその補償の責めを負わない。</p>		
処分基準	<p>■ 条例第16条の規定による。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第16条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、使用を制限し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定による条件又は第9条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他町長が管理上必要があると認めたとき。</p> <p>2 使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、町長はその補償の責めを負わない。</p> <p>・使用許可の取消し等は鳩山町コミュニティ・マルシェ設置条例施行規則(平成29年規則第12号)第5条の通知書を交付して行うものとする。</p>		
関係法令等	鳩山町コミュニティ・マルシェ設置条例施行規則(平成29年規則第12号)第5条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	平成29年3月21日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	政策財政課
処分の概要	行為の中止命令及び退去命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町庁舎等管理規則(昭和60年規則第7号)		
根拠条項	<p>(中止命令等)</p> <p>第6条 庁舎管理者又は補助者は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、その行為の中止又は退去を命ずるものとする。ただし、庁舎管理者が正当な理由があると認める場合又は庁舎等内の秩序の維持上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前条の規定による許可を受けるべき行為を、許可を受けな いで行っている者又は許可の内容と相違して行っている者及 び許可に付した条件に反して行っている者 (2) 庁舎等において職員の面会を強要する者 (3) 庁舎等において銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち 込み、又は持ち込もうとする者 (4) 庁舎等において建物、立木、工作物その他の施設を破壊し、 損傷し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をし ようとする者 (5) 庁舎等においてテント、なわばり、くいその他これらに類 する施設物を設置し、又は設置しようとする者 (6) 庁舎等において携帯用拡声器を使用し、放歌高唱し、その 他庁舎等の静隠を害する行為をしている者 (7) 庁舎等において旗、幕、プラカードその他これらに類する 物を掲げている者 (8) 庁舎内において、職務に関係のない文書図画を配布し、又 は配布しようとする者 (9) 庁舎等において座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他 通行の妨害となる行為をしている者 (10) 庁舎等において職員の職務を妨害する者 (11) 庁舎等において金銭、物品等の寄附を強要し、又は押し売 りする者 (12) 庁舎等において、たき火等火災予防上危険を伴う行為を し、又はこれらの行為をしようとする者 (13) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序の維持、 庁舎等の適正な管理又は災害の防止に支障ある行為をする者 <p>(撤去命令)</p>		

	<p>第8条 庁舎管理者又は補助者は、次の各号のいずれかに該当する物がある場合において、その庁舎等における秩序の維持、庁舎等の適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）にその撤去を命ずるものとする。</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による許可を受けないで、又は同条第2項後段の規定により付された条件に違反して掲示されたビラ、ポスターその他の文書図画</p> <p>(2) 庁舎等に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物</p> <p>(3) 庁舎等に設置されたテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物</p> <p>(4) 庁舎等に掲げられた旗、幕、プラカードその他これらに類する物</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序の維持、庁舎等の適正な管理又は災害防止に支障のある物</p> <p>2 庁舎管理者又は補助者は、前項各号に掲げる物の所有者等が同項の命令に従わないとき若しくはその者が判明しないとき又は庁舎等における秩序の維持、庁舎等の適正な管理若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。</p> <p>3 前項の撤去をした場合において、撤去に要した費用は、所有者等の負担とする。</p>
--	---

<p>処 分 基 準</p>	<p>次の（１）～（１３）のいずれかに該当する者に対して、当該行為の中止又は退去を命ずるものとする。</p> <p>ただし、正当な理由があると認められる場合又は庁舎等内の秩序の維持上支障がないと認められる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 前条の規定による許可を受けるべき行為を、許可を受けないで行っている者又は許可の内容と相違して行っている者及び許可に付した条件に反して行っている者</p> <p>(2) 庁舎等において職員の面会を強要する者</p> <p>(3) 庁舎等において銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者</p> <p>(4) 庁舎等において建物、立木、工作物その他の施設を破壊し、損傷し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をしようとする者</p> <p>(5) 庁舎等においてテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物を設置し、又は設置しようとする者</p>
----------------	--

- (6) 庁舎等において携帯用拡声器を使用し、放歌高唱し、その他庁舎等の静隠を害する行為をしている者
- (7) 庁舎等において旗、幕、プラカードその他これらに類する物を掲げている者
- (8) 庁舎内において、職務に関係のない文書図画を配布し、又は配布しようとする者
- (9) 庁舎等において座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為をしている者
- (10) 庁舎等において職員の職務を妨害する者
- (11) 庁舎等において金銭、物品等の寄附を強要し、又は押し売りする者
- (12) 庁舎等において、たき火等火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序の維持、庁舎等の適正な管理又は災害の防止に支障ある行為をする者

関 係 法 令 等	鳩山町庁舎等管理規則（昭和60年規則第7号）第5条第1項及び第5条第2項
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	平成10年6月1日
備 考	